

アンチ・ドーピング委員会規定

一般社団法人日本身体障害者アーチェリー連盟

(総則)

第1条 この規定は、一般社団法人日本身体障害者アーチェリー連盟（以下「本連盟」という。）定款第42条に定める専門委員会として、アンチ・ドーピング委員会（以下「委員会」という。）を設置するにあたり、委員会の組織及び運営に必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会が目的とする業務内容は以下の通りである。

- (1) アンチ・ドーピング教育・啓発活動に関すること
- (2) アンチ・ドーピング活動の計画・推進に関すること
- (3) その他アンチ・ドーピング関係諸事業の目的達成に必要なこと

(委員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

委員長 1名 委員 20名以内

- 2 委員長及び委員は、理事会の議決により、会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、本連盟理事の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が招集しその議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員長及び委員の合意により決定する。
- 3 会長、副会長、事務局長及び理事は委員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 本規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。

(小委員会)

第6条 委員会に、小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会については、委員会で別に定める。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 この規定は令和3年12月24日より施行する。

以 上